

◎新潟県告示第357号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成31年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
そよかぜ薬局	上越市東雲町1丁目6番13号	平成31年3月31日
クオール薬局 南高田町店	上越市南高田町4-21	平成31年3月31日
ファーマライズ薬局 三条店	三条市大野畑6-18-5	平成31年2月28日
ファーマライズ薬局 十日町店	十日町市春日町二丁目108番地	平成31年2月28日
南魚沼センター薬局	南魚沼市六日町2634-4	平成31年2月28日
トリム薬局 春日新田店	上越市春日新田1丁目20番30号	平成31年2月28日